

大阪市建築基準法施行細則の一部改正について

1 改正規則案の概要

建築基準法、同施行令の一部改正に伴い、本件規則において、必要な改正を行います。

<改正内容>

新たに建築確認等が不要となったエレベーターについて、本市への届出を求める旨の改正を行います。

2 規則施行日

令和7年4月1日（法及び施行令の改正日と同日）